

1 出席停止とは

学校は、集団で生活する場所であるため、感染症が蔓延しやすい環境です。そのため、学校保健安全法の規定により、生徒が学校感染症にかかっていたり、その疑いがある場合は、「出席停止」という予防措置をとることになっています。

2 出席停止に関わる手続き

(1) 医師から学校感染症と診断された場合は、直ちに学校へ連絡してください。

①診断名 ②休むよう指示された期間

(2) 出席停止期間の基準は決められていますが、病状は個人により異なるので、医師の診断に基づき登校の許可が出るまでは家庭で十分に休養してください。

(3) 医師から登校許可が出たら、下記のように学校所定の用紙を用意して学校へ提出してください。

①インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症の場合

学校所定の用紙「登校許可証明書」に、「休むように指示された期間」等を医師に記入してもらってください。

②インフルエンザの場合

学校所定の用紙「インフルエンザ罹患届出書」に、保護者等が「休むように指示された期間」等を記入してください。また、受診したことを証明できるもの1通（調剤明細書の写し、お薬情報の写し等）を用意してください。

③新型コロナウイルス感染症の場合

学校所定の用紙「新型コロナウイルス感染症罹患届出書」に、保護者等が「療養期間」等を記入してください。また、受診したことを証明できるもの1通（調剤明細書の写し、お薬情報の写し等）を用意してください。

(4) 回復して登校する際は、生徒本人が保健室に提出してください。保健室では「出席停止届」（教務部・担任提出用）用紙を発行します。

(5) 「登校許可証明書」、「インフルエンザ罹患届出書」および「新型コロナウイルス感染症罹患届出書」の用紙は、本校ホームページ・FAX・郵送のいずれかの方法で受け取ってください。

3 学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

| 分類 | 該当する感染症 |
|-----|---|
| 第一種 | 特定鳥インフルエンザ等 |
| 第二種 | インフルエンザ，百日咳，麻しん（はしか），流行性耳下腺炎（おたふくかぜ），風しん（三日ばしか），水痘（水ぼうそう），咽頭結膜熱（プール熱），新型コロナウイルス感染症，結核，髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | コレラ，細菌性赤痢，腸チフス，パラチフス，腸管出血性大腸菌感染症，流行性角結膜炎（はやり目），急性出血性結膜炎（アポロ病），その他の感染症（感染性胃腸炎，マイコプラズマ感染症，溶連菌感染症，伝染性紅斑，EBウイルス感染症，A型肝炎）等 |